

## SD08053 &lt;2017年版&gt;合格ゾーン商業登記法

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
	10d-7(5-33) 解説 正解	(1)	なし	16/11
348	10d-7(5-33) 解説 (イ)	解説文差し換え	(イ) 誤 新株予約権付社債の募集事項の決定機関は、会社法上の公開会社の場合、取締役会の決議による(会社240 I)。ただし、第三者に対する有利な条件で発行する場合は、株主総会の特別決議が必要となる(会社240 I・238 II・III・309 II ⑥)。そして、会社法上の公開会社が、第三者に対して有利発行をする場合の新株予約権付社債の発行による変更登記の申請書には、取締役会議事録を添付すれば足り、株主総会議事録を添付する必要はない(昭30.6.25民甲1333号、登研657-165参照)と解されている。登記官としては、有利発行か否かを申請書から判断することは困難であるため、このような扱いとなる。	16/11